明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○

○財務省令第五十八号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　財務大臣　安住　淳

法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表十二㈠の記載要領中「租税特別措置法第57条の９（社会・地域貢献準備金）」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第25条第３項（社会・地域貢献準備金に関する経過措置）」に、「第68条の58の２（社会・地域貢献準備金）」を「附則第36条第３項（社会・地域貢献準備金に関する経過措置）」に改める。

別表二十一の㈠中「、社会・地域貢献準備金」を削り、同表の㈡中「、社会・地域貢献準備金積立額」を削る。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六十六号を削り、同条第六十七号を同条第六十六号とし、同条第六十八号から第百九十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第百九十二号を削り、同条第百九十三号を同条第百九十一号とし、同条第百九十四号から第二百四十八号までを二号ずつ繰り上げる。

様式第一の記載要領第四号の表社会・地域貢献準備金の項及び様式第二の記載要領第四号の表社会・地域貢献準備金の項を削る。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○財務省令第五十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条第五項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第九十七条の二第三項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百七十三条第一項第四号並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八十条第一項第二号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第三号イ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第四十六条第一項第七号中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局（」を「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第三号中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（」を「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条（定義）に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。

（郵政民営化に関する法人税及び相続税に係る課税の特例に関する省令の一部改正）

第三条　郵政民営化に関する法人税及び相続税に係る課税の特例に関する省令（平成十九年財務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社（当該相続が郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日前に開始した場合における当該相続の開始の日から同法の施行の日の前日までの間にあっては、郵便局株式会社）」に、「同日」を「当該相続の開始の日」に改める。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百三十五号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「又は郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう」を「郵便の業務を行うものに限る」に改め、同条第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、「又は郵便局」を削る。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第一項第九号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「以下同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）を「）の業務を行うものをいう」に改める。

附則第一条の表第二十四条ノ二ノ二第三項、第二十四条ノ二ノ三、第二十九条第一項、第四十二条、第四十三条ノ二、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ九第一項、第四十四条第一項、第四十四条ノ二、第七十五条第一項、第七十五条ノ二、第七十五条ノ三第一項、第七十五条ノ四第一項、第七十五条ノ五第一項、第七十五条ノ六第一項、第七十六条ノ四第一項、第八十条ノ三第一項、第八十二条ノ五第一項、第八十二条ノ七第一項、第八十二条ノ十五第一項、第八十二条ノ十六第一項の項の次に次のように加える。

第四十三条ノ六第一項第七号	郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ営ム郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項ニ規定スル郵便局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）	郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条ニ規定スル郵便窓口業務ヲ行フ日本郵便株式会社ノ営業所ニシテ郵便貯金銀行ヲ所属銀行トスル銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項ニ規定スル銀行代理業ヲ謂フ）ノ業務ヲ行フモノヲ謂フ）

○